

第 17 回評議員會議事錄

令和 4 年 6 月 22 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 17 回評議員会議事録

1. 招集年月日 令和 3 年 11 月 17 日（水）
2. 開催場所 「田中田村町ビル 貸会議室 5 階 5 D 室」
東京都港区新橋 2-12-15
3. 開催日時 令和 4 年 6 月 22 日（金） 午後 3 時 00 分
4. 評議員現在数 7 名
5. 出席者
 - (出席評議員：6名) 河合弘之、佐々木典夫、高尾佳巳
本田機先、中川桂子、村川浩一
 - (出席役員：4名) 代表理事 炭谷 茂、
業務執行理事 斎藤恭一
監事 蒲生七郎、監事 森居秀彰
 - (欠席評議員：1名) 佐藤嘉恭

6. 議 案
 - 決議事項
 - 第 1 号議案「佐藤評議員辞任」の件
 - 第 2 号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」の改正の件
 - 第 3 号議案「令和 3 年度事業報告及び決算書（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）」の件※公益財団法人としての第 11 事業年度

7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人
 - 事務局から評議員総数 7 名中、出席者は 6 名で開催要件の定足数たる過半数を充足していることを確認。
はじめに、炭谷代表理事（以下「理事長」という）が開会の挨拶を行った後、定款第 23 条に基づき佐々木評議員が議長に選任され、定款 28 条に基づき、議長、中川桂子評議員及び本田機先評議員が議事録署名人となることが確認された。

8. 議事の経過及び結果

第1号議案「佐藤評議員辞任」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

佐藤嘉恭評議員から評議員辞任の申し出があり、佐藤評議員の辞任に伴い評議員数は7名から6名となるが、後任評議員の選任を本評議員会では行わないとして諮ったところ、出席評議員全員一致で可決された。

第2号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」の改定の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

令和3年人事院勧告に基づき、令和4年4月1日付で、同支給基準第7条2項特別手当を、6月期を2.225月から2.15月に、12月期を2.225から2.15月にそれぞれ改定したい。

審議の結果、第2号議案について議長が諮ったところ、原案どおりとすることに出席評議員全員一致で可決された。

第2号議案につき、次の質疑応答があった。

(佐々木議長) 議案はこれで良いが、役員報酬の改訂は常務理事である事務局長部分のみなので、その都度評議員会に連動して諮ることが必要か、機会があれば合理化できればという感想をもつ。

(事務局) 指摘についてはこれまでの経緯も踏まえて検討する。

第3号議案「令和3年度事業報告及び決算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

- ① この事業報告及び決算書（以下「報告書」という）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人移行後の第11事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）のものであること。
- ② 事業年度の概況（1. 令和3年9月1日から中央区日本橋馬喰町に本部事務局移転、2. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響、3. サハリンからの樺太等永住帰国者受け入れ、4. コロナ禍の運用収益低迷と大口寄附金への感謝、5. 内閣府立入検査の状況）。
- ③ 「公1」の3事業、「公2」の12事業についての令和3年度の実施状況。
- ④ 令和3年度決算書（財務諸表等）のポイント
基本財産の運用益で各事業を実施してきたが国債の低金利政策がとられ運用益が減少したため平成12年度外国債の運用を始めた。し

かし国際情勢の影響を受け外国債の運用が思うように上がらなくなり仕組債の運用を始めたが運用益は減少し続けており運用に苦慮している。

今年度から会計の透明性及び公正性の向上のため公認会計士の指導の下、仕組債の時価評価の内規に則り将来的為替リスク（時価評価）を財務諸表に計上した。

続いて、森居監事から令和3年度の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

第3号議案につき、主に次の質疑応答があった。

(村川評議員)老後支援事業に関して、帰国者の平均年齢が77歳以上に入り、日本人の平均寿命が男性81歳、女性87歳。日本に戻ってからの健康管理、医療介護等のサービス活用が良ければ、個人差もあるが一世への支援は今暫く10年ないし15年は様々な形で継続の必要があると見ている。イ要介護支援モデルである程度の調査はしているが、これが最後とは言わないまでもできるだけ多くの全数に近い客観的な調査、データーが必要。今年度中に二三世の介護資格取得支援者に対する調査がまとめられるとのことなのでそれにも期待する。厚労省の老健局関係の調査研究の審査委員をしているがそこでは1件当たり最大2千万円位の助成が出る。一世のまとまった調査研究ができるのは実質的に最後の機会なので、次の段階としてそういった助成金も活用して是非1、2年以内にできるといい。また、ウ訪問介護事業所寿星を引き継いだ事業所のその後の状況や、他に支援している事業所のア介護団体支援の状況を知りたい。

(事務局)老後支援については平成18年からこれらの取り組みを始めたが、寿星を含め新規で立ち上げる場合準備資金の負担が大きい。ア介護事業基盤整備援助で寿星を含め3施設位に準備資金として年間百万、2百万単位で2、3年支援してきた経緯がある。その後は介護団体支援で継続支援している。令和4年は14団体、うち4団体は新規団体に対し支援している。帰国者を受け入れる介護団体が増えてきていると言える。調査もしているが、将来的に新たな老後支援事業を実施するとなると、現実問題予算的にかかるものには手が出せない状況である。そこは他の団体と手を組んでという考え方も今後あるかもしれない。

(高尾評議員)帰国者については今後訪問看護という必要性が出てくると思

われる。以前この話をした際には派遣費用がネックになるという話になった。自分は訪問看護関係財団の理事もやっており、そちらでは現在暴力を伴う訪問看護対応が問題になっている。この対応を検討した際に複数名での訪問看護の実施という案が出たが、複数名での訪問看護を実施する場合利用者の同意が必要となるという制度上の問題がある。しかし帰国者の場合言葉の分かる方の同行はむしろ希望が多いのではないか。訪問看護に同行する看護補助者には資格は求められないが介護資格を持っていれば訪問看護にも役立つ。基金が助成して介護資格を取った方が 350 人もいるのであれば、この人材を活用することが可能だと思われる。看護補助者として訪問看護事業者とタイアップすれば、費用も相手先事業者から出るので基金の費用負担の問題もなくなる。個人情報保護の問題から事業者と雇用関係を結ぶ必要はあるものの、それはパート契約など、様々な対処方法が考えられるので、ぜひ通訳のできる看護補助者としての活用を検討してもらいたい。

(事務局) 基金も訪問介護が必要と言うことで、平成 18、19 年頃、国から委託を受けたモデル事業として訪問先に行く事業を行い、その後国が制度化し、現在全国 7箇所の支援・交流センターで介護支援事業となりボランティアの通訳訪問をしている。他の団体との協力の場合、費用負担のかからない形で手を広げていけるのであれば何かできるかもしれない。基金が支援した介護資格取得者の調査結果から、現在の生活と仕事の状況を踏まえ、どういった形で結びつけることができるかを今後検討していきたい。

(本田評議員) 団体助成事業に関して、テレビ報道で、1) 兵庫県で「幸せな老後をつくる施設」がコロナ禍財政的に困り救済を国に求めたが実績が無いと断られた。2) 東京都板橋の介護施設「一笑苑」が孤児三世の経営で財政的に困っている。3) 福岡県で二世の設立団体が支援対象外で生活不安の現状を街頭署名しクラウドファンディングで百万集めた。全て NHK の報道。このような中、この 3 団体で基金の助成団体はあるか。

(事務局) 2) は介護団体支援で令和 3 年度、4 年度も支援している。1) も介護団体支援で令和 4 年度新規で支援する。3) は支援対象団体ではないが、報道では二三世が一世の支援給付のような支援を求めて国へ請願したと聞いている。二三世も高齢化しているので一世と同様の生活支援を希望しているものと受け止めている。ただそこは基金の支援からは外れてくるものと考えている。

(佐々木議長) 高齢化する一世の問題、二三世の活用など財政面の課題はあるが、今後両委員の知恵を借りて検討できれば良いと考える。

(高尾評議員) 以前から問題になっていた 10 億円の寄附金の使途拡大の件はどうなっているか。

(事務局) 平成 26 年頃から、10 億円寄附の運用益を使途限定の事業ではなく老後支援に使わせてもらいたいと当時の基金と厚生労働省で相談し、財務まで確認したが、使途拡大できないという結論で決着がついている。

(高尾評議員) 内閣府の立入検査で遊休財産と収支相償が問題になったとのことだが、遊休財産というのは事業安定化準備資産のことか。

(事務局) 事業安定化準備資産のことではない。遊休財産の超過は収入に見合う事業支出がなされなかっただけで、収支相償も同様である。公益財団においては収益が 1 千万あれば支出も 1 千万がベタ一。或いは赤字でなければならず、黒字が 1 千万、2 千万あるのはだめであると言うこと。この解消のために、余剰資金を事業安定化準備資産に繰り入れた。事業安定化準備資産も原資に合わせて 1 と 2 があり、その使途も制限される。

(高尾評議員) では、事業安定化準備資産は最終的に使えないまま召し上げられてしまうのか。

(事務局) 援護基金は収益事業を持たず、収入を寄附金と基本財産の運用益に頼っているため、非常に財政基盤が弱い。寄附金もそれほど増えない、運用益も伸びないという現状がある。基本財産は取り崩せないため、収入が大幅に減少した場合に事業を維持するための財源が必要になる。そこで平成 19 年度から事業安定化準備資産を立て、いざという場合の備えとしているもの。事業に必要な資金が不足した場合には取り崩して事業に充てることが可能。

(高尾評議員) 内閣府の指摘事項とは。

(事務局) 収支相償は単年度の公益事業の収入と公益事業で使った費用で見られる。公益事業の単年度の収入が費用を上回った場合に不適合となる。令和 2 年度は大口の寄付金があったため、公益目的の収入が費用を上回り、収支相償が不適合との指摘を受けた。この令和 2 年度に出た黒字分を必ず令和 3 年度に使うようにというのが内閣府の指摘。もう一つの遊休財産について基金が持って良い遊休財産の上限額はその年の事業で支出した金額までとなっている。令和 2 年度はコロナ禍で

事業規模が小さくなつたため遊休財産の上限も小さくなつた。その上、大口の寄付金が入つたので遊休財産が膨らんでしまい、限度額超過の指摘を受けた。そこで、遊休財産を公益目的資産に繰り入れることで問題を解消するために先の説明のとおり事業安定化準備資産へ繰り入れる対応をした。

(高尾評議員) 遊休財産は事業安定化に組み替えれば問題なく、すでに解決済みということか。

(事務局) 指摘に対応するために理事会に諮つてそのようにした。

(佐々木議長) 監督官庁は立場上基準に則った指導をしているので、いろいろな公益法人がある中で基金の特殊性を訴えても理解してもらうのは難しい。また、基金は非常に脆弱な財政体質であり資金も潤沢ではない中遊休財産の問題を指摘されると厳しいが、これからも知恵を出し合つてしっかりと事業が継続できるよう努力していただきたい。

(中川評議員) 出版物に関して、医療用語集や介護用語集の内容が大変素晴らしい。こういう出版物を残留邦人はもちろん、一般の医療機関等多くの人に紹介できる方法がないだろうか。個人的に本を紹介し、そういう形で残留邦人への理解をいただく方法もあるので、より広い範囲への広報につなげることで残留孤児問題の啓蒙と売り上げが伸びるといい。

(事務局) 高い評価に感謝する。

出版物に関しては、毎年厚生労働省がホームページで「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を9月末に更新しているので、昨年度も掲載の47都道府県の介護事業所に関連書籍の案内を郵送でしたところ。また、厚生労働省が連絡している自治体の中国残留邦人担当課へも残留邦人だけで無く、住民サービスの一環での医療介護の支援に役立ててもらえるよう適宜案内を送付している。その都度反響があり、購入してもらっている。また、一般の中国籍の方々がSNSで紹介してくれているようで、そこからの購入希望も最近はほぼ毎日ある。ただ、まだ全体として大きな売り上げにはなっていないところが残念ではある。

(中川評議員) それはすばらしい。数字としてはもう一桁増えても良い内容なのでもったいない。

今後も各方面への案内をお願いしたい。

(佐々木議長) せっかくの良い内容なので、これがなんとか収入にもつながる良い方策がないか。

(事務局) 国から認定を受けた基金が頼れるのは行政機関なので、まずはそ

こから手を広げて情報を流してもらう、あるいは独自に各方面を活用していくことが必要かもしれない。待っているだけではだめではある。
(佐々木議長) 今後マスコミもうまく活用するなどできるといい。

(村川評議員) 就学資金事業について、二世というよりは既に三世と思われるが、基金の入学金貸与支援が大学 30 万、他の学校 50 万となっている。公立大学のある時点を考慮した数値と考えるが、岡村育英会は令和 4 年で終了だが、ある私立大学には年 48 万支給している。近年大学進学率が上がる中、生活保護制度の中でも高校生が大学進学する場合の別世帯扱いすることや、児童養護施設の高校生も大学進学が進んでいる。財政が厳しい中ではあるが可能であれば基金のこの上限を上げていく工夫ができるか。また、今年は日中国交正常化 50 周年になるが基金独自のイベントは予定しているか。

(事務局) その点は昨年から理事長とも相談しているが、イベントありきで考えるはどうかという考えがある。資金難ということをまず出発に考えているので、そこは非常に難しいという結論になっている。ただいろいろと団体助成などやっているので、そういうことを含めて何かやるという団体があるのであれば、基金として支援はしていくこうという考えはあるが、基金独自で何か事業やろうという考えはない。また、就学資金についてはこれまでの経緯もあるので、岡村育英会も参考に実情に合わせた形で今後検討していきたい。

以上、審議の結果、第 3 号議案について議長が諮ったところ、原案どおりとすることで出席評議員全員一致で可決された。

以上をもって第 17 回評議員会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。(閉会時間: 午後 4 時 40 分)

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

令和 4 年 7 月 12 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

議

長

議事錄署名人

佐々木典夫
本田機先

議事錄署名人

中川桂子